

奈良県部落差別の解消の推進に関する条例（案）検討に係る 政策検討会議の概要（１回目～４回目）

（委員）

和田座長、山村副座長、亀田委員、井岡委員、粒谷委員、中川委員、猪奥委員、山中委員、川口（延）委員

○条例検討第１回：平成３０年１２月１１日

- ・事務局より議員提案政策条例に係る制定手続きについて説明
- ・提案者である和田議員から条例案について説明
- ◎ 条例制定の必要性や検討方法について委員間で意見交換を行い、慎重に議論を重ねる方向で進めることとなった。

○条例検討第２回：平成３０年１２月２５日

- ・前回出された意見等に対して、提案者である和田議員から回答
- ・くらし創造部から、部落差別解消推進法を受けての国の動向及び県の取組について説明
- ◎ 条例に盛り込むべき内容や他条例との関係などについて意見交換を行い、次回はこれまでの意見等を整理して議論することとなった。

○条例検討第３回：平成３１年１月１５日

- ・これまでの会議で出された意見等について事務局より説明
- ◎ これまでの議論を踏まえた「奈良県部落差別の解消の推進に関する条例」骨子（案）が提案者より提出され、それについての質疑後、各会派で骨子（案）を持ち帰り検討し、次回は意見を取りまとめたうえで、これについて審議することとなった。

○条例検討第４回：平成３１年２月７日

- ・各会派の検討結果について協議
- 【各会派の主な意見】
 - ・③県の責務として「施策を講ずる」と記載されているが、この条例を制定したことにより、ハード面の予算措置を求めるものにしないで欲しい。
 - ・⑤調査の実施については、地域及び個人が特定されることのないよう慎重に行って欲しい。
 - ・⑧推進体制の充実については、部落差別の解消の推進に関する法律が制定された際の附帯決議の趣旨を踏まえ、表現を見直す必要がある。
 - ・部落差別の解消も重要な課題であるが、様々な分野で差別が存在する中で、部落差別だけではなく、人権全体を検討することが必要であると考え、この個別条例の制定には反対である。
- ◎ 多数の会派の賛成により、骨子（案）を一部修正のうえ、パブリックコメントを実施することが了承された。
なお、③県の責務として「施策を講ずる」と記載しているが、この条例を制定したことにより、ハード面の予算措置を求めるものではないことが確認された。次回はパブリックコメントの意見も踏まえ、審議することとなった。